

【自己査定 別表1 P3 1. (注)】

(8-17) 「十分な資本的性質が認められる借入金」とはどのようなものですか。債務者の属性や資金用途等によって制限されるのですか。また、中小企業金融公庫の挑戦支援資本強化特例制度は、十分な資本的性質が認められますか。

(答)

1. 債務者の財務内容の把握、評価は、財務諸表の数字といった形式にとらわれず、実態的に行う必要があります。このため、例えば、償還条件や金利等の貸出条件が資本に準じる借入金については、十分な資本的性質が認められる借入金として当該借入金を資本と見做した上で債務者区分の検討を行うこととなります。なお、本取扱いはあくまでも借入金の実態的な性質に着目したものであり、債務者の属性（債務者区分や企業の規模等）や資金用途等により制限されるものではありません。
2. 中小企業金融公庫の挑戦支援資本強化特例制度については、劣後ローンであることに加えて、15年の期限一括償還であり、償還条件が長期である、赤字の場合には利子負担がほとんど生じない等配当に準じた金利設定である、という資本に準じた商品設計となっています。（挑戦支援資本強化特例制度の概要については別紙参照）
3. 従って、本制度に係る負債はこれを資本と見做して、債務者区分の検討を行うことが適当と考えられます。具体的には、償還まで相当の期間（5年以上）を有する負債については、残高の100%を資本と見做し、残存期間が5年未満の負債については、1年毎に20%ずつ資本と見做す部分を逡減させる取扱いとします。

残存期間	資本と見做す部分	負債と見做す部分
5年以上	100%	-
4年以上5年未満	80%	20%
3年以上4年未満	60%	40%
2年以上3年未満	40%	60%
1年以上2年未満	20%	80%
1年未満	-	100%

4. なお、債務不履行等の期限の利益の喪失事由が発生した場合には、喪失の指示が行われない場合であっても、債務不履行状態の解消や条件の見直し等により喪失事由が解消するまでの間、通常の負債と見做して債務者区分の検討を行います。

< 中小企業金融公庫発表資料(平成 20 年 4 月 1 日) >

挑戦支援資本強化特例制度

新規事業や企業再建等に取り組む中小企業の財務体質強化を図るために資本性資金(劣後ローン)を供給する制度です。

ご利用いただけるかた	
直接貸付において、新企業育成貸付又は企業再生貸付(一部の制度を除く。)を利用されるかたで、地域経済の活性化に資する等一定の要件を満たすかた	
特例の内容	
利用限度	1社あたり 2億円
利率	貸付後1年ごとに、直近決算の成功度合いに応じて、9.95%、5.30%、0.40%の3区分の利率が適用されます。
融資期間	15年(期限一括償還)
担保・保証人	無担保・無保証人
その他	本特例による債務については、金融検査上自己資本と看做することができます。 本特例による債務については、法的倒産手続きの開始決定が裁判所によってなされた場合、全ての債務(償還順位が同等以下とされているものを除く)に劣後します。
貸付条件など	
上記以外の貸付条件は、各特別貸付で定められています。 四半期毎の経営状況のご報告等を含む特約を締結していただきます。 公庫が適切と認める事業計画書を提出していただきます。	
融資のお申込み	
直接貸付	公庫の営業部店の窓口にお申し込みください。

- 1 本制度の利用には、財務内容、事業の見通し等について、中小公庫の審査が必要になります。審査の結果、本制度をご利用いただけない場合もあります。
- 2 本制度は、取扱額に限りがあり、ご要望に添えない場合があります。

上記は本制度の概要です。詳しくは窓口にお問合せください。

【自己査定 別表1 P3 1. (注)】

(8-18)金融検査マニュアルの「十分な資本的性質が認められる借入金」と金融検査マニュアル別冊(中小企業融資編)の「資本的劣後ローン」との関係はどのようになっているのですか。

(答)

1. 金融検査マニュアルの「十分な資本的性質が認められる借入金」は、あくまでも借入金の実態的な性質に着目したものであり、金融検査マニュアル別冊(中小企業融資編)(以下「マニュアル別冊」という)の「資本的劣後ローン」の要件を満たしているか否かにかかわらず、資本とみなして査定することができます。
2. 一方、マニュアル別冊の「資本的劣後ローン」は、金融機関の企業・事業再生への取組を積極的に評価する観点から、経営改善計画の一環として、要注意先債権がマニュアル別冊の要件を満たす劣後ローンに転換(DDS)されている場合は、資本とみなして査定することができることとしています。(マニュアル別冊 P13 「2. 検証ポイント 7. 資本的劣後ローンの取扱い」)
3. 以上のように、両者はそれぞれ異なる目的・考え方に基づいていることから、その適用対象となる借入金の範囲も異なります。

【自己査定 別表1 P3 1. (注)、 P25 1. 】

(8-19)「十分な資本的性質が認められる借入金」を貸し出している金融機関における当該貸出金の取扱いについては、「貸出条件緩和債権の判定」において、通常の貸出金と同様に取り扱うのですか。

(答)

1. 期中において契約の見直しを行い、通常の債権から「十分な資本的性質が認められる」債権へと転換した場合、通常の貸出金と同様、「債務者の経営再建又は支援を図ること」が目的か、「債務者の有利となる取決め」を行っているかという基準で判断を行います。(銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ロ(4)参照)
2. このうち、金利を通常の固定金利等から業績に連動した金利設定へ条件変更した場合、その条件変更が債務者に有利となる取決め(金利減免)に該当するかの判断にあたっては、条件変更後に前期の業績に応じて決定された各期間毎の金利と基準金利を比較するのではなく、条件変更時に当該債務者に対する取引の総合的な採算を勘案し、当該貸出金に対して、基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されているか否かで判断することになります。
3. 当該債務者に対する取引の総合的な採算の勘案にあたっては、当該債務者と同様の信用リスクを有する企業の過去の業績のデータが蓄積されている場合には、

このデータを参考に、与信期間を通じた総合採算を適切に算出する等の方法が考えられます。

【自己査定 別表1 P3 1. (注)、別表2 P1 1】

(8-20)「十分な資本的性質が認められる借入金」を貸し出している金融機関における当該貸出金の取扱いについては、「貸倒引当金の算定」において、通常の貸出金と同様に取り扱うのですか。

(答)

十分な資本的性質を有するという特性を勘案の上、例えば市場価格のない株式の評価に準じて貸倒見積高を算出する等、会計ルールを踏まえた適切な引当を行う必要があると考えます。

【自己査定 別表1 P3 1. (注)、信用 . . .】

(8-21)「十分な資本的性質が認められる借入金」は、バーゼル の信用リスク・アセットの計算上は、貸出として扱われるのですか。

(答)

貸出として扱われます。例えば、標準的手法の場合、「十分な資本的性質が認められる借入金」が、自己資本告示上の中小企業向けエクスポージャーとしての要件を満たすものであれば、リスク・ウェイトは75%となります。